

平成二十七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十六条第一項の規定を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

沙の上

主務大臣がその職員に携帯させる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

この命令は、法の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

号)

(施行期日)

(経過措置)この命令の施行の際現にあるこの命令による

改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている証明書は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式

（1）「○」を記入する場合は、該欄に該する事項があることを示す。

2. 会員の会員登録欄に、この認証書を提出してもらう立候補登録等に係る登録の項目を記載すること。

3. 該登録の有無に關し、立候補登録等を審理する場合は「○」を、有しない場合は「×」を記載すること。

4. 記載する他の登録事項に於いて、行を適宜追加すること。第2面については、その旨又は、追記を記載することができる。

5. 表題欄に、御用紙を記載することができる。

6. この認証書の記載事項については、必要に応じて英文を併記し、発行することができる。